

2013年史学研究会例会要旨

櫻井康人「無料で運ぶわけではないし、神の愛のために運ぶわけでもない」—ヴェネツィア・ガレー巡礼船のパトロンたち—

古来より、イエスが磔刑に処された場所、そしてその周辺に広がるイエスやその使徒たちの足跡を残す場所を訪れることが、キリスト教徒にとって最も聖なる行為であったことは言うまでもないが、当然のことながらその旅を支える者たちがいた。14世紀から16世紀前半の「聖地巡礼の黄金期」においては、ヴェネツィアのガレー巡礼船のパトロン（船主）たちは紛れもなくその主役であり、彼らに着目することは聖地巡礼という「聖なる移動」をまた異なる角度から照射することができる、ということの意味する。

しかし、膨大な聖地巡礼史の分野において、パトロンに着目した研究はこれまでにほとんどなく、まとまった研究を行った者としてはR・レーリヒト（Röhricht, R. und Meisner, H., *Deutsche Pilgerreisen nach dem Heiligen Lande*, Berlin, 1880）、M・ニューエット（Newett, M. (ed. and tra.), *Canon Pietro Casola's Pilgrimage to Jerusalem in the Year 1494*, Manchester, 1907）、J・スコッタス（Scottas, J., *Les messageries maritimes de Venise*, Paris, 1938）の三名の名しか挙げることができない。中でもヴェネツィア文書館所蔵の公文書に加えてマリーノ・サヌートの『日記』などの主立ったヴェネツィア側の史料を網羅的に分析したニューエットの成果は特筆すべきものがあり、それによりヴェネツィアのガレー巡礼船システムの整備および変遷についての研究はほぼ完成したと言える。しかし一方で、確かにレーリヒトやスコッタスは聖地巡礼記という史料群に着目してニューエットとは異なる視角からパトロンを照射したが、その分析は十分と言うにはほど遠いのである。にもかかわらず、1世紀近くの間、この問題は放置され続けているのである。

以上の問題を出発点として、本報告では、ニューエットが明らかにしてくれたヴェネツィアのガレー巡礼船システムに関する成果と、聖地巡礼記を網羅的に分析した結果との突き合わせ作業を、時系列的に行うことで、ガレー巡礼船制度の変遷およびパトロンという巡礼者を運搬した者たちに関する総合的な理解を得ることを目的とする。

近藤真美「マムルーク朝期の駅通」

馬などを乗り継ぐことにより情報を伝達する駅通制度は、前近代には各地に存在した。イスラーム時代の西アジアでは、サーサーン朝やビザンツ帝国に既存の制度を継承するかたちで、ウマイヤ朝期（7世紀）に導入された。中央と地方を結ぶ情報移動手段として重視され、アッバース朝期に制度の拡充がみられたものの、10世紀以降この制度の利用は停滞した。

しかし、マムルーク朝期になると、同王朝が直面していた二つの勢力、十字軍とモンゴル軍への対応の必要性から、スルターン＝バイバルス（在位 1260 - 1277 年）によって再整備され、15 世紀初めまで制度として機能した。この制度の利用は、当初、軍事・行政上の目的に限定され、スルターンからの命令書や使者、また使節団等がこれらの設備を利用して移動したとされる。その間、十字軍とモンゴル軍の排除に成功した 14 世紀に、この制度は大きく変容した。

本発表では、マムルーク朝期のこの駅通制度について、従来の研究成果を再検討し、新たな知見を加えることを試みたい。

坂口満宏「日本における国策移民事業の特質—移民会社海外興業の取り組みをめぐって—」

海外興業株式会社とは、東洋拓殖株式会社の再編過程における国策投資事業の拡大を契機に、既存の移民会社を統合する形で 1917 年に設立された移民取扱い企業である。1920 年には当時残っていた森岡移民会社を吸収し、名実ともに日本における唯一の移民取扱い会社となり、1920 年代なかばから進められた日本政府による移住民保護奨励政策の実動機関として 1941 年まで移民を送り出していた。

第二次大戦前であって日本からブラジルへ渡った移民の数はおよそ 18 万人である。だが、その半数にあたる 9 万人余りは、1928 年から 34 年までの 7 年間に集中していた。1928 年に宿泊施設として神戸に国立移民収容所が設立されたことや 1932 年からは渡航までに必要となる支度金の支給も始まり、渡航希望者は文字通り「徒手空拳」で移住できるようになったからである。国策移民と呼ばれた時代である。本報告では、当該期に海外興業が取り扱った事例として北海道・福島・熊本・沖縄の 4 例を取り上げ、国策移民事業の特質を考えてみたい。

津田博司「カナダにおける両世界大戦の経験とその遺産——「移動」としての総力戦と多文化主義の成立」

カナダは、世界に先がけて「多文化主義 (multiculturalism)」の概念を生み出し、国策として導入した国家として知られる。1960 年代のカナダで多文化主義が成立した背景には、イギリス帝国の衰退に伴うアイデンティティの変容、非イギリス・フランス系の「新しいカナダ人」の増加といった時代状況があるが、その前提には、より長期的な移民国家としての歴史、すなわち 16 世紀のフランス人入植から続く、ヨーロッパからの人口移動がある。

本報告は、カナダにおけるナショナリズムの画期である第 1 次・第 2 次世界大戦を、大規模なヒトやモノの「移動」の経験としてとらえた上で、「帝国の総力戦」（およびその記憶）が後年の多文化主義の成立に及ぼした影響を考察する。二つの世界大戦では、イギリス帝国に対する戦争貢献とその対価としての自治権の獲得が大義とされる一方で、徴兵制の導入をめぐって、帝国への忠誠を国民統合の原理とするイギリス系

とマイノリティの権利擁護を求めるフランス系の対立が表面化した。本報告では、当時の議論を追跡しながら、帝国主義時代のカナダでの多文化主義の胎動とその限界を通して、新たな知見の提供を試みたい。

渡辺浩平「自区内処理原則とごみの移動」

廃棄物の収集処理処分は市町村といった基礎的地方自治体の管轄になっていることが世界的にも多い。そのことから、発生した廃棄物はその地方自治体の領域の中で処理処分を行うのが慣例となっている。

1970年代の「東京ごみ戦争」においては焼却施設建設反対運動に対応するテーゼとして「自区内処理原則」が打ち出された。廃棄物関連法規にはそのような原則の提示はないが、現在ではこれがある種常識として定着している。自分の市区で発生した廃棄物は自区域内で処理すべきであり、施設の立地を受け入れるべきというものである。また施設のありかたについての判断決定も当該自治体の議会等において行われるものであり、地方自治、ガバナンスの観点からも自区内処理には意義がある。

一方で、人口密度の高い地域では商業や住宅用地が域内のほとんどを占め、施設用地確保が経済的に合理的でない場合もある。また、単に廃棄物を減容して埋立てるのではなく、焼却時に発生する熱を効率よく利用するためには、単独市町村以上の人口を対象とすることが必要であり、再生原料として用いるためには、収集した「物」の越境は不可避である。このように近年増加している「ごみの移動」の問題点と今後のあり方について考察したい。